

## 第五次福山市総合計画書等作成業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

2017年度（平成29年度）から5年間の本市の計画的なまちづくりの指針となる第五次福山市総合計画書の作成に当たり、写真やイラストを使用し、市民にわかりやすく伝え、まちづくりに対する理解と参加の促進、本市のイメージアップなどを図るため、独自性のある魅力的なものとする必要があります。

本業務は、デザイン企画、写真撮影、イラスト作成、印刷製本等を行い、総合計画本編及び概要版、市民出前講座用教材（DVD）を作成することを目的とします。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

第五次福山市総合計画書等作成業務

#### (2) 業務内容

第五次福山市総合計画書等作成業務仕様書のとおり

#### (3) 業務履行期間

契約締結の日から2018年（平成30年）3月30日まで

### 3 委託費

委託費の上限は8,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものです。なお、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結します。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。

### 6 参加申込の手続等

#### (1) 担当課

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1012

E-mail：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2017年（平成29年）2月28日（火）
実施要領等の配付期間	2017年（平成29年）2月28日（火）から 同年3月14日（火）まで
質問書の受付期間	2017年（平成29年）2月28日（火）から 同年3月7日（火）まで
質問書に対する回答期限 ・回答方法	2017年（平成29年）3月9日（木） 福山市ホームページ（ <a href="http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> 以下同じ。）に掲載
参加申込書の受付期間	2017年（平成29年）2月28日（火）から 同年3月14日（火）まで
企画提案書の提出者の選 定通知	2017年（平成29年）3月16日（木）
企画提案書の受付期間	2017年（平成29年）3月17日（金）から 同月28日（火）まで
プレゼンテーションの実 施	2017年（平成29年）4月4日（火）（予定）
企画提案書の選定通知	2017年（平成29年）4月6日（木）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2017年（平成29年）2月28日（火）から同年3月14日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日を除く。）

イ 配付場所

6（1）に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2017年（平成29年）2月28日（火）から同年3月7日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日を除く。）

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を電子メールに添付し、企画政策課宛てに提出してください。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※ メール送信の際は、件名に「第五次福山市総合計画書等作成業務に関する質問」と記した上で、送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載します。

## 7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2017年（平成29年）2月28日（火）から同年3月14日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日を除く。郵送の場合は必着させること。）

(2) 提出場所 6（1）の担当課に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土、日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のアからサまでの書類を作成し、各1部を提出してください。（エ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式2）

イ 実績報告書（様式3）

ウ 業務の実施体制（様式4）

エ 商業登記簿謄本（写しでも可）

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

カ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）

キ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ 誓約書（様式8）

## 8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

2017年（平成29年）3月16日（木）までに審査を行い、参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を郵送等により、通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

## 9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2017年（平成29年）3月17日（金）から同月28日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日等（福山市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。郵送の場合は必着させること。）

(2) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午

前8時30分から午後5時まで)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

・企画提案書 正本1部 副本4部

※ 企画提案書は提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。

・見積書 正本1部

(5) 企画提案書の内容

次の項目について、企画提案書を作成してください。

ア 本編

・表紙の見本と解説

・基本構想 4「めざす未来（将来都市像）」の見本と解説

・施策体系図の見本と解説

・各論 1 第1項「中心市街地の再生」の見本と解説

・各論 2 第1項「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」の見本と解説

イ 概要版

・構成案と解説

・概要版の見本と解説

※ 概要版は、写真やイラストを主とした親しみやすいデザインとすること。

ウ 市民出前講座用教材（DVD）

(ア) 映像の内容

タイトル・コンセプト・基本構成のほか映像として取り上げる内容について具体的に示すこと。

(イ) 映像の効果

映像効果、ナレーション・音楽の効果、字幕の表示手法等を示すこと。

※ サンプル映像（DVD）等の提出も可とする。 1枚

エ 独自の提案事項

本業務の目的を達成するための、独自の提案事項を示すこと。

例) 市ホームページやYouTube掲載用の短編動画作成、空撮映像の撮影など

オ 業務（作業）工程表

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに第五次福山市総合計画書等作成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2017年（平成29年）4月4日（火）（予定）

※ 後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 場所 後日、企画提案書提出者に通知する。

ウ 企画提案の所要時間

・プレゼンテーション15分程度

・評価委員からの質疑10分程度

エ 注意事項

・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはなりません。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 受注候補者の特定 評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

(4) 選定結果の通知

2017年（平成29年）4月6日（木）までに審査を行い、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

## 1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとしします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) このプロポーザル案件は、2017年（平成29年）3月議会で関係予算の議決を得られなかったときは、取り消すものとしします。

## 1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他福山市の指示に違反する場合

## 1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとしします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとしします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとしします。

- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は，全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は，受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお，選定に必要な範囲において複製することがあります。
- (9) 参加者は，複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は，福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は，辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は，評価委員会の委員に接触することを禁止し，接触の事実が認められた場合には，失格とすることがあります。
- (14) 本業務は，プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため，具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には，福山市は契約を解除できるものとします。この場合，市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化，その他の不可抗力等により，事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合，参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は，参加申込書の提出をもって，実施要領等の記載内容に同意したものとします。

## 第五次福山市総合計画書等作成業務

## 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務の実績	本業務に類する業務の実績（冊子・DVD作成）	/ 4	/ 4
(2) 業務の実施体制	業務担当者の経験，実績 ・類似業務の経験実績	/ 4	/8
	実施体制，配置人員など ・技術員の数や配置	/ 4	
(3) 企画提案書	本編 ・市民が読みやすいものになっているか ・伝えるポイントがはっきりとして，分かりやすいものになっているか。 ・写真やイラストを効果的に使うなど，デザイン（見せ方等）の工夫がされているか	/24	/96
	概要版 ・子ども（中学生）が見ても，分かる内容になっているか。 ・伝えるポイントがはっきりとして，分かりやすいものになっているか。 ・写真やイラストを効果的に配置するなど，構成やデザイン（見せ方等）の工夫がされているか	/32	
	市民出前講座用教材（DVD） ・子ども（中学生）が見ても，分かる内容になっているか。 ・伝えるポイントがはっきりとして，分かりやすいものになっているか。 ・ストーリーの工夫がされているか	/24	
	その他独自の提案事項	/12	
	業務（作業）工程表 ・工程表は的確なものとなっているか	/ 4	
(4) プレゼンテーション	業務に関する知識・理解度，プレゼンテーションの分かりやすさ	/ 4	/12
	緊密な連絡体制	/ 4	
	質疑・応答 ・質問内容の把握，回答の的確さ	/ 4	
合計			/120
見積	参考価格		—